

原子力保険の現段階と原子力賠償責任保険約款について

長崎正造

一 原子力保険の性格

十月十三日から三日間にわたり、ロンドンにおいて、英國の保険業者、歐州諸国の保険業者が集つて原子力保険に関する国際的な会議を開いた。第一回は一昨年の二月、第二回は昨年の二月、いざこれもロンドンで開かれ、今回は第三回目の会議である。議題として取り上げられる予想される事項には次の如きものがある。(1)保険する事故をどうするか。すなわち、原子力損害以外の損害をも併せて担保することについて討議される。財産保険については、このほか機械的な損害特約条項に関する問題。(2)原子力保険が創設されば、普通の財産損害保険や賠償責任保険では、原子力損害を免責とすることが適當と考えられるが、このこと

をめぐる問題。(4)原子炉の所有者又は運転者に原子力損害に関する賠償責任を、有者が、原子力損害を起したことについて責任のある者に対して有する求償権を放棄する問題。(5)代理店や保険プロオカニアに支払うべき手数料をどうするか。(7)元受保険ブールの経費を再保険者がどう分担するか。(8)各国保険ブール間の再保険の授受に際し要求すべき資料や書類をどのようにすべきか。(9)保険料率に関する事項等であり、これらがすべて取上げられ結論が出されるか、またほかの事項も論議されるのは目前のこところ不明であるが、われわれは、国際的な保険業者のものがよいかどうかという問題がある。

(2)財産保険で放射能汚染のみを担保する特約条項に関する問題。(3)原子力保険が創設されば、普通の財産損害保険や賠償責任保険においても国際会議があるが、原子力保険に関する会議は、研究情報の交換や業者親睦のための会議と趣きを異

にするものがあり、業務運営の細目について、できるだけの一一致を得ようと努力しているように思われる。

ところで、原子力保険とはどのような性格を持つ保険であるか。

第一に、原子力保険は予測が極めて困難な災害に関する保険である。一九四三年エニコ・フェルミが原子炉の連鎖反応を起すことに成功して以来、原子炉に

関する事故で、公表されたものは十指に満たない。また昨年十二月現在で運転中の原子炉は、全世界で一一四基であるという。もとよりこのような資料に基いて大数法則を適用し将来の予測をすることはできない。事故の頻度は極少であるとしても、一たん被害が拡大すればその大きさは測り知れないものがあるといわれているし、事故や被害の態様も把握がむずかしい。人体障害の後発性を考えるが、民間保険会社がその力の及ぶ限りにおいてまずこの危険に取り組むことは、そのふさわしい使命であると考えられるのである。共産圏を除く欧米諸国においては、例外なく原子力災害補償制度の一環としてまず保険会社による原子力保険を確保することを国の方針として取上げている。ただ損害保険会社は、火災保険、海上保険、自動車保険等の各種の保険を営み、多數の企業や家計を対象として莫大な責任を引受けている。従つて原子力保険の引受けによっていやしくもこれら既存の保険契約者に迷惑を及ぼす

ようなことがあつてはならない。ここに原子力保険の限界があることはいうまでない。

第二に、原子力保険は民間保険会社として取り組まなければならない保険であるが、保険料率の算定という点からいえば、一層むずかしいといえよう。

第三に、原子力保険を保険技術の軌道に乗せるためには、保険会社の国際的な協力が必要である。まずこの危険をでき

1959.11.15 (No. 190)

リスト

るだけ大数の法則によって削減するためには、国際的な再保険にまたなければならぬ。次に、原子力発電所にせよ、原子力船にせよ、巨大な財産である。日本原子力発電会社が建設しようとしている原子炉施設の建設費は二六〇億円といわれる。さらに重要なことは、原子力施設に隣接する地域の住民やその財産の一の被害を保険することである。これは現段階においては、原子炉等の設置者が負担する損害賠償責任を保険するという方法で行なうことが適当である。その賠償責任の予想最高金額はこれまで個々の民間保険会社の力をはるかに超えるものであることはもちろん、多くの場合一国の保険会社の総力をこえるものである。そこで各國の保険会社は、まずその国内の保険会社の総力をあげて保険金額を消化するため、保険ブールを結成する。次に、各國の保険ブールは相互に再保険を行なうこととした。これをマーケット・ペースで再保険を行なうといつて、このような国際再保険市場の中心地は、目下のところロンドンの市場である。冒頭に述べた保険業者の国際会議は、各国保険ブールの協力体制を作ることが大きな目的であるとされているが、以上述べたところで知られるように、原子力保険の引受け条件すなわち保険約款や保険料率は、国際的な色彩が極めて濃いものであることをととなる。

原子炉施設の建設費は二六〇億円といわれた保険料と支払保険金、支払経費との差額は、各年度の利益金として計上されるべきでなく、收支の残額は保険対象の存続期間中継続してこれを責任準備金として確実に積立てられるべきであり、法人税法上特別の配慮がなされるべきである。所要の金額をできるだけ速やかに蓄積し、担保力を確保することにこの種の保険の成否がかかるつているからである。

第四に、原子力保険は、異常災害の保險であって、長期にわたってはじめて危険が平均されるものである。従って、毎年収入された保険料と支払保険金、支払経費との差額は、各年度の利益金として計算の公衆に対する補償方策としては、まづ原子力賠償責任保険が考えられ、これによりカバーできない損害に対しても、国よりカバーできない損害に対しては、国家補償などが問題となる」とした。同年一〇月原子力委員会は、原子力災害補償についての基本方針を決定し、その中でまず「現行保険業法に基く原子力責任保険の実現を促進し、原子炉設置者等が当該原子力責任保険に加入することを可能ならしめる」ものとした。この頃損害保険協会のブール結成準備委員会も、一般財産保険、責任保険の三小委員会を設けて研究を促進するとともに原子力保険事業の免許申請に必要な準備に入った。

昭和三二年一〇月には、ロンドン市場から日本の保険市場に対し、米国の原子炉等に対する保険の再保険を引受けけるかどうか引き合いがあり、わが国の保険会社はこれを承諾することとともに主として米国の原子力保険に関する資料に基いて研究を開始し、米国の原子力財産等に対する保険の再保険を引受けられ、同部会も原子力賠償責任保険が設けられ、同部会も原子力賠償責任保険が設けられた。

昭和三三年一月には、原子力委員会に原子力災害補償専門部会(部会長我妻栄)が設けられ、同部会も原子力賠償責任保険が期待されたことはいうまでもない。

かくして原子炉施設の設置者を被保険者とする原子力賠償責任保険は、自動車損害賠償保障法に基く賠償責任保険と同様に強制保険となり、その他の原子力保険の最高保有額は、原子力財産保険と保険の最高保有額は、原子力財産保険と保険市場が積極的にわが国保険市場の要請に応じる態勢にあることを確認することができたが、また、地震危険を保険することができるが、地盤危険を保険することも判明した。

昭和三四四年四月には、原子炉等規制法の改正が行われ、原子炉設置の許可の要件として賠償資力保障が強制されることとなつたことは周知の通りである。改正規定は、「核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物による災害で原子炉施設のうち政令で定めるものの事故に基くものによって第三者に損害を与えた場合におけるその損害を賠償するための措置」を原子炉設置許可の申請書に記載すべきことを定め、この改正法の附則によつてこの規定は昭和三五年一月三日以前に施行されることに定められた。損害賠償措置として、保険会社の原子力賠償責任保険が期待されたことはいうまでもない。

かくして原子炉施設の設置者を被保険者とする原子力賠償責任保険は、自動車損害賠償保障法に基く賠償責任保険と同様に強制保険となり、その他の原子力保険と異った性格を持つこととなるとともに、保険会社はおそらく来る年一月三日に、保険会社はおそらく来る年一月三日までには、この保険証券発行に関する準備を完了しなければならないこととなるのである。

日本の保険会社二〇社が一体となって原子力保険と取組む姿勢が採られた。日本

本年四月、原子力財産保険及び責任保険について、それぞれ、普通保険約款、事業方法書、保険料及び責任準備金算出方書等の草案を作成し、原子力保険ブル定款案を作成した。ついで、普通保険約款案を再保険先である英國原子力保険委員会に送付して検討を求めるとともに、同委員会と交渉の結果英國保険市場において、賠償責任保険について約四〇億円、財産保険について約六〇億円合計約一〇〇億円の再保険の消化ができることを明らかにするに至った。しかしながら、賠償責任保険普通保険約款案については、英國原子力委員会からいろいろな注文がついてきたのである。その内容については、後に述べるところに譲ることとするが、賠償責任保険について英國市場だけで約四〇億円の再保険を得ることができる、わが国保険会社の賠償責任最高保有限度を一五億円の半分の七億五千万円とみて、合計四七億五千万円の保険の引受けを確保することができる。また財産保険については、六七億五千万円の引受けができることになる。ここにおいて、損害保険協会は再保険先であるロンドンの要望を検討の上賠償責任保険約款第二次案の作成をする九月に完了したのである。以下において説明を加えるのは、この第二次案についてであるが、わが国において問題とした問題となるであろういろいろな事項は、冒頭に述べた

今次の原子力保険国際会議においても依然として議題として取上げられている。そこで、この会議の結果について見通しを得た上で、再保険者の要請を容れ定款案の最終案を作成しなければならない。一方、保険業法に基いて保険約款その他の基礎書類の審査を受けなければならない。また、保険業法上は、約款や事業方法は、原子炉等規制法の規定に応じたものであり、かつその要請にもとらないよう調整されなければならない。しかも、少くとも賠償責任保険に関する限り、本年中には営業免許をえて法人によって営業が開始できるように取扱はなければならない。原子力保険が成人するまでには、今後幾多の年月を要するのであるが、以上のよろんな意味において、この保険創設の作業は、まさに大詰めにきたものといふことができる。

三 原子力保険事業の概念

保険業法第一条は、「保険事業を営むには主務大臣の免許を受けることとす」としているが、損害保険事業においては、営業免許は、保険事業の種類毎に与えられる。海上保険事業、火災保険事業、自動車保険事業、風水害保険事業、賠償責任保険事業の如きがこれである。原子力財産保険の場合、保険金が支払われる損害は、放射能汚染だけではなく、火災、爆発、その他の事故による損害もある。以下、第一次案を主とし、必要に応

担保される綜合保険であるのが各国の例であり、契約者にとってもその方が便宜である。ところで今日火災保険は、必ずしも火災損害だけを担保するものに限られない。そこで、原子力財産保険は、火災保険の拡張担保契約としても構成しうるものである。また、原子力賠償責任保険契約は、明らかに、保険契約法上は、既存の賠償責任保険契約と同類であり、

四 原子力損害賠償責任保険約款

この保険約款は、原子力災害補償立法が実施の運びとなれば、その如何によつて変更を加える必要を生じてくるであろう。また、原子力災害補償に関する国際条約ができれば、それに伴つて修正を用であり、従つて、各保険会社の定款を変更する必要もないわけである。しかし、ながら、放射能損害は特殊な危険であり、保険引受け方法等についても特別の工夫を要し、このような損害をつぶらうことを主たる目的とする事業は、既に述べたような特別な性格があるから、別種の保険事業として補足することが適當である。責任準備金の算出方法、その法人税法上の取扱いについても特別措置を要するものである。このような見地から、放射能危険を担保する損害保険事業を一括して原子力保険事業とこれを照し、わが国の法制と一般的の保険約款の実情とに合うようにすることを目指したことはもちろんであるが、國の内外の要請、しかも必ずしも同方向でない要請にはさまって、難航を経た。しかし、よく問題は、保険約款に関する限り二、三の点にしばられつつあるといふ。以下、第一次案を主とし、必要に応

じ旧案との相違点に言及しつつ、原子力賠償責任普通保険約款及び被保険者拡張担保特約条項の解説を試みることとする。

(1) 保険事項

保険される事故は、旧案と第二次案（以下現案といふ）では基本的な点において相違がある。旧案では、原子力施設における「事故により生じた原子力災害につき、法律上の損害賠償責任を負担すること」を保険事故とし、「原子力災害とは、放射性物質の放射性、爆発性その他の有害な特性により生ずる人の身体の障害もしくは物の滅失・き損・放射能汚染をいう」ということによっていた。これでは、いわば米国式であって、非原子力事故による賠償責任を保険事故としない建前である。しかし、現案では、「事故によるには、一般災害に関する賠償責任を引き合わせて保険の対象とすることがまさつていると考えられよう。従って、保険契約者もこのような低い担保を行う保険証券を購入することを便宜とする場合が多いであろう。ただ、明らかに放射能損害でない損害に対する賠償責任保険を付保させる結果となることを免れず、またこのためそれだけ原子力災害賠償責任としての賠償責任保険の担保力がせばめられないという問題は残るが、前者についての一般的な見解は、「放射能損害を含んでいるすべての損害に関する賠償責任」をつぐなう責任である。今日放射能被害を発生させる事故または被災の態様は、必ずしも十分に解説されてはいないようである。原子炉施設における一般的な事故例えは、火災又は爆発によって、人が死亡し又は物が損壊したが、それに後続して原子力事故が

起つて放射能被害が生じたような場合、既に死亡した人又は既に損壊した物については、それらがたとて放射能汚染をこもつてたとしても、「放射性物質の有害な特性」による被害とはいえないであろう。また、「汚染された物によつて生じた損害」のすべてが、「放射性物質の有害な特性」に帰すべき損害とは限らない。さらに、放射能被害とならざる被害とが混在するとき、それそれを区分評価することには困難が伴うであろう。

(2) 保険契約者

特別の制限はないが、原子炉等規制法に基く賠償資力保障として付保される場合は、原子炉の設置者ということになると、合意したもの及び求償権の保全に合意を生ずることはないであろう。

(3) 被保険者

原則として原子炉所有者又は運転者であるが、「被保険者拡張特約条項」によつて、このほかに、事業関係者が含まれる。事業関係者とは、核燃料や原子炉施設の供給者、原子炉施設の建設請負業者等原子炉施設等の災害に関連して不法行為に基く損害賠償責任を追求されるおそろのある者を広く含むが、例え航空機の落下によつて原子力災害が起つた場合当該航空事業者にたとい不法行為に基く賠償責任があったとしても事業関係者ではないから、この保険者には含まれない。

対し求償権行使することができる場合には、保険者の支払金額の最高額は予測困難となる場合を生ずるであろうからであります。

(4) 保険金が支払われる損害の範囲

被保険者が被害者に対し賠償債務の弁済として支出した金額のほか被保険者が支出した争訟の費用であつて保険者が予め同意したもの及び求償権の保全に必要な費用に限られる。被保険者が損害の拡大防止もしくは軽減のため支出した費用は支払われない。しかし、現実に身体に障害を受けた被害者又は現実に物の損壊を受けた被害者のために、被保険者が例え除染作業に必要な費用を支出したときそれが被害者に対する賠償債務の弁済と認められる場合には、その費用は保険金として支払われることとなる。被保険者が支出するいろいろな費用のうちにはたとて損害防止的性格をもつものであつても賠償債務の弁済としての支出として支払われるものも多い。なお、現実に身体障害を受けずまたは物の損壊を受けなかつた者が、避難を要した費用については、既に述べた保険事故に対する賠償責任が保険の対象となつていて、保険市場で承認されていない以上やむをえられることを認めなければならないが、国際的保別建ての保険金額とするときは、原子炉所有者と事業関係者が災害につき連帯して賠償の責任を負担する場合または原子炉所有者が災害に関連して事業関係者に止費用を負担することとするときは、保

険金が支払われる損害の範囲を不明確にして、肝心な被害者に対する保護に支障を来すおそれが多いからである。なお、保険以前の問題として、原子炉所有者の負担する法律上の賠償責任の範囲は、人身賠償及び物的賠償のそれぞれについて明確に規定されることが望ましいようと思われる。また、原子力災害に対する消防制度が国又は公共団体の費用負担において整備されることが望ましいと思われる。

(5)

り、支払限度額の意味がなくなるおそれがある。例えば、事故について保険金額が五〇億とし、第一回の事故によって、一年目に一〇億円支払われたとする。次年に事故が起つて被害が競合すれば、被害者にいずれの事故による損害であるかを举証させることとすれば別であるが、事実上は二年目には第一回の事故による損害と併せて支払うこととなり、それが事故による損害であるかは名目的なものとなる。その支払額を三〇億円とし、同様に三年目に五億円支払い、四年目にさらに五億円支払ったとすればそれで五〇億円に達する。五年目以降は、毎年支払額五〇億円に達しなかつた事故による損害として保険金請求が行われよう。

かくて、保険者としては一事故を基準として限度額を設けても、結局その限度額に事故の回数を乗じた金額だけ支払うという事態が考えられよう。これでは保険引受け額に制限を設けた趣旨が没却され保険事業の計算が成立しない。そこで、保険者としては、支払いの都度それだけ残存責任額が減少してゆくという建前を堅持しなければならない。いかえれば、保険金額は、同一原子力施設の存続する期間を基準にして決定するべきであるということになる。他面からいえば、保険金額の復元は原則として認めないとすることになる。」のよくな建前を、インストレーナー・マーク (per installation

(6)

(6) 保険期間
この保険約款案では、被保険者に賠償責任を発生させた事件が保険期間内に発生したことが保険金支払いの要件となっている。

保険金額を一施設を基準として決定するという建前からいえば、保険期間は、原子炉施設の運転が存続する期間又は残存責任限度額が零となる時のうち、何か早い時期に終了するという不確定長期保険契約が適当のように思われる。また、原子力保険は異常災害保険であるという性格からいっても、そのように立論されるであろう。旧案においては、このような考え方から保険期間は、不特定長期とした。米国においては、賠償責任保険について、長期保険契約が採用されてい。る。しかしながら、長期保険契約にも短所がある。原子力保険は創成の時期であつて、今後いろいろな変更が予想され。る。従つて、このような暫定的な保険約款に、十年二十年の長期契約を採用することは、契約条件を変更する必要を生じ

た場合に紛議の種を残すおそれが大きくなる。また、保険ブールの構成員や再保険者の構成に変更が行われた場合の処理が著しく困難となる。また、長期契約であれば、保険料率期間は、施設の存続期間を基準として決定されるべきであるが、保険料率算定の理論は、そこまで進んでおらず、一年を基準として適当に決定される建前であり、保険料率は年により変更されるかも知れない。とすれば、長期契約といつても実質的には一年契約と異ならない。ロンドンを中心とする国際再保険市場は、一年契約の建前を探っていく。そこで、現案においては、旧案の建前を変更して一年契約にふみきった。しかし、保険金額を施設当りとするという原則は貫徹しなければならないので、この契約の保険金額は、当該契約の対象となっている施設に対する既存の契約及び後続する契約を通じる保険者の総壇補賣任限度額であるという規定を設け、保険金額に特別の意味づけを行わなければならない。されば、損害額が確定して保険金が支払われる都度、各年度の保険契約に共通する残存責任限度額が一せいにそれだけ減るといふ。されば、損害額が確定して保険金が支払われる都度、各年度の保険金請求額が全部確
間中の事故による保険金請求額が全部確

リスト

定しなくとも（これが確定するまでには最長十年かかる）、その後の年度の契約の保険期間中の事故による損害で確定したものが、先に支払うこととした。

(7) 免責事由

現案においては、原子力災害と一般の災害とを併せて保険の対象としているもので、免責事由は双方に通じるもの、原子弹災害に特有なもの、一般災害に特有なものに区分して整理する必要を生じた。双方に通じる免責事由は、(1) 保険契約者又は被保険者の故意による賠償責任 (2) 戰争その他の変乱による賠償責任 (3) 戰争用具の製造、供給、管理または使用による賠償責任 (4) 地震又は噴火による賠償責任 (5) 特約によって加重された賠償責任 (6) 被保険者が所有、使用または管理する物の損壊につき、その者に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任 (7) 被用者の業務上の身体障害に対する賠償責任 (8) 医療上の処置またはその結果に対する賠償責任等である。(9) の保険契約者または被保険者は、それらの被用者を含まないことには、もちろんである。(10) は、被保険者が一般的不法行為法上又は債権法上の賠償責任より加重された賠償責任を特約によって負担してもそれは支払わないという趣旨であり、(11) の免責事由は、原子力

財産保険、労働者災害補償保険、特別な保険責任保険の分野において保険される性格の損害であるからである。原子力災害に特有な免責事由としては、(1) 施設の正常な運営に伴う放射能汚染によって生じた賠償責任 (2) 放射性物質の運送に伴って生じた賠償責任 (3) 事故発生日から一〇年後被保険者に損害賠償請求を行った者に対する賠償責任である。(1) は、原子力事故とは、その当初において偶發的なものであれば、放射能の放出が徐々に行われ累積した場合であっても損保されるが、原子炉の正常運転に伴う被害は、保険の対象としないという趣旨である。(2) は、国内輸送に伴う原子力賠償責任は、海上保険で引受けられるが、別途この保険の特約によって引受けられる

こととして実質的には保険者の代位求

めに故意があった場合はこの限りでない。

性格の損害であるからである。原子力災

害に故意があった場合はこの限りでない。

に故意があった場合はこの限りでない。

性格の損害であるからである。原子力災

害に故意があった場合はこの限りでない。

に故意があった場合はこの限りでない。

に故意があつた場合はこの限りでない。

正誤表

本誌一八九号憲法における条約の地位

(栗山茂) 中左の誤りがありましたので謹んで訂正申上げます。

正誤表

本誌一八九号憲法における条約の地位

(栗山茂) 中左の誤りがありましたので謹んで訂正申上げます。

以上によつて、原子力賠償責任保険約款についての大体の説明を終ることとする

多數國の

保険金の分担、仲裁等については、成文

損害予防義務、契約の解除等について、成文

一般的の保険約款と異なる規定を設けてい

る。また告知義務、危険変更の通知義務、解

除、保険料の追徴、返還、保険金の請求

権、仲裁等については、成文

最高の裁判所による

成文

その承認。

成文

の行為。

され、成文

その行為。

され、成文

の行為。

され、成文